

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

朝日町への移住 (Uターン含む)・定住で30万円を支給します

町内へ移住 (Uターン含む)・定住された若い方に対し、年額10万円分の地域商品券を最大3年間(総額30万円)支給します。※年額10万円分を2回に分けて交付(1回5万円分)

▶申請期間

令和4年3月31日(木)まで随時

▶支給対象

支給要件(全10項目)すべてに該当する方(以下要件抜粋)

- ①平成4年4月2日以降に生まれた方
- ②町内に居住実態があり、住民登録をしている方
- ③中学校や高校、専門学校、大学等を卒業または中途退学してから5年以内の方
- ④令和3年1月1日から令和4年3月31日までの期間に新たに就業(就職※アルバイトやパートを含む、就農、起業)した方

- ⑤公務員、地域おこし協力隊等でない方
 - ⑥朝日町奨学金返還支援事業または地方創生移住支援事業による支援を受けていない方
- ※その他の要件や詳細は町ホームページでご確認ください。

▶申請方法

下記QRコードを読み取るなどの方法で町ホームページへアクセスし、申請様式をダウンロードのうえ、必要事項を記入し、添付資料と一緒に提出ください。

▶問合せ先

政策推進課 地域振興係
☎67-2112



▲町ホームページQR

第3回古民家マルシェ「すんたく市」を開催

▶日時

8月21日(土) 午前10時~午後2時
(10月までの毎月第3土曜日に開催)

▶場所

新宅(すんたく) 今井家「宿(しゅく)のやかた」

▶内容

ハンドメイド作品、菓子、農産物、グルメなどの販売、メダカすくい、射的など

▶その他

新型コロナウイルス感染症予防のため、マスク着用でご入場ください。なお、感染状況によっては、中止となる場合もありますのでご了承ください。

○同時開催特別イベント 「おさがり交換会」

○マルシェ新規出店も大募集!

どなたでも大歓迎です。気軽にご連絡ください。

▶主催・問合せ先

星の会(代表:成原千枝)
☎67-2636

社会福祉法人あさひ会 臨時職員募集のお知らせ

あさひ保育園の臨時職員を次のとおり募集します。

- ▶**職種及び採用人員** 臨時保育士 2名
- ▶**受験資格** 保育士資格を取得している方
- ▶**雇用条件等**
 - ①雇用期間 採用日から令和4年3月31日
 - ②業務内容 保育業務
 - ③勤務時間 午前7時から午後7時のうち8時間（応相談）
 - ④休日 日曜日、祝日、年末年始、その他特な事情により指定する日
 - ⑤休暇、賃金、諸手当 社会福祉法人の規定による（社会保険あり）

⑥勤務場所

あさひ保育園、子育て支援センター、放課後児童クラブ

▶**受験手続き**

履歴書に資格を有する証明書の写しを添えて、あさひ保育園に届けてください。（郵送可）
※受付時間は午前8時30分から午後5時30分

▶**採用試験**

採用試験については、申込者に後日連絡します。
※不明な点等は、あさひ保育園（村山）まで問い合わせください。

▶**問合せ先** あさひ保育園 ☎67-3467

生活応援ローン ～ご利用ください、朝日町との提携ローン～

朝日町と東北労働金庫が提携し、低利で融資する制度です。

▶**使いみち**

生活資金全般、自動車購入、教育資金、医療介護費、冠婚葬祭費、家電購入費等、広く利用できます。

※ただし、事業資金、投機目的資金、負債整理資金は除きます。

▶**融資対象者**

町内在住の勤労者の方で、会社や商店に1年以上勤務し、職場に労働組合がない、または職場に融資制度のない方

- ▶**融資金額** 100万円以内～300万円以内
- ▶**融資金利** 固定金利 年1.25%～年2.75%
- ▶**融資期間** 7年～10年以内

※融資金額、融資金利、融資期間は、使いみちにより分かれます。

▶**保証**

労働金庫指定の保証機関の利用となります。
※保証料は、労働金庫が負担します。

▶**その他**

詳細は、労働金庫に問い合わせください。
※労働金庫の店頭で、返済額の試算を行います。
※労働金庫の審査の結果、融資できない等、希望に添えない場合があります。

▶**申込み・問合せ先**

総合産業課 商工観光係 ☎67-2113
東北労働金庫 寒河江支店 ☎86-2210

養護老人ホーム明鏡荘 職員募集のお知らせ

▶**職種・募集人員** 援助員 1名

▶**勤務内容**

身の回りのことは自分でできる高齢者の日常のお世話や、介護を要する方の介護業務

▶**勤務時間等** シフト制（4週8休で夜勤あり）

▶**賃金** 月額制（15万2100円～）

▶**資格等** 不問

▶**応募方法**

履歴書に記入のうえ、明鏡荘へ提出してください。

▶**選考方法**

履歴書受領後、面接を行い選考します。（面接は別途指定します）

※詳細、またはご不明な点があれば、気軽に問い合わせください。

▶**問合せ先**

養護老人ホーム 明鏡荘 ☎68-2521

奨学金の返還を支援します

一旦県外で就業した若者が、県内にUターンし就業・定住した場合に奨学金の返還を支援します。

▶応募資格

次のA又はBのいずれかに該当し、(1)～(7)の要件全てに該当する方

A 県内に居住しながら県内の高校等を卒業し、大学等を卒業した方

B 県内に所在する大学等を卒業した方

(1) 大学等在学中に、将来定住を希望する市町村で定める奨学金(※)の貸与を受けており、返還残額がある方

(※) 朝日町奨学金、日本学生支援機構(第1種、第2種)

(2) 申請年度の末日において35歳以下の方

(3) 大学等卒業後、県外で就業の実績がある方

(4) 申請時で県外に居住し、かつ県内で就業していない方

(5) 県内企業等への就業を希望する方又は県内での創業を希望する方(公務員は対象外)

(6) 次の各号のいずれにも該当する者

ア 令和4年10月31日までに県内に居住し、かつ5年間以上継続して居住する見込みの方

イ 令和4年10月31日までに県内で正規雇用として就業又は創業し、かつ5年間以上継続して就業する見込みの方

(7) 申請時点において、次に該当しない方

ア 返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の制度による支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある方

イ 既に本事業の助成候補者認定を受けている方又は申請中である方

ウ 県若者定着奨学金返還支援事業又は本事業で既に助成対象者として支援を受けている方

▶返還支援額

県内に居住・就業後3年の間に奨学金の貸与機関に返還した額(千円未満切捨)※上限60万円

▶募集期限 8月31日(火)午後5時(必着)

▶応募方法

助成候補者認定申請書に必要事項を記入のうえ、下記へ郵送か直接持参してください。

※応募資格等の詳細は、町ホームページでご確認ください。

※募集要項及び申請書は、町ホームページからダウンロード可能です。

▶応募・問合せ先

政策推進課 地域振興係

☎67-2112



▲町ホームページ QR

ふるさと奨学ローン ～応援します。未来の主役たち～

本ローンの対象者が卒業後、県内に就職または就業した場合、それ以降の利子に対して最長10年間、元金300万円を限度に県勤労者育成教育基金協会から年2.00%の利子補給が受けられます。

※ただし、融資金利が年2.00%を下回った場合、融資金利が利子補給率になります。

【カード型】

在学期間中、限度額の範囲内で繰り返し利用できます。

▶使いみち

大学・短大・高校・専門学校等の学資金、住居・生活資金など

▶融資限度額 最高2,000万円

▶融資金利(融資期間) ※9月末日までの適用金利

【変動金利型】年1.75%～年2.45%(最長20年)

※カードローンの利用期間と元金返済期間を合わせて20年以内。利用は在学期間を限度として、最長7年間元金据置きができます。

▶保証

労働金庫指定の保証機関を利用します。

※元金返済期間中の保証料は、労働金庫が負担します。

▶その他

・詳細は労働金庫に問合わせください。

・一括で融資金額を受け取れる証書貸付型もあります。

※労働金庫の店頭で、返済額の試算を行います。

※労働金庫の審査の結果、融資できない等、希望に添えない場合があります。

▶申込み・問合せ先

東北労働金庫 寒河江支店

☎86-2210

(公財)山形県勤労者育成教育基金協会

☎023-635-0101

8月のすぽっと開館日とイベントのお知らせ

お茶飲み話、将棋や麻雀等の趣味・娯楽活動を通して、子どもから高齢者まで、気軽に交流できる場所です。利用は無料ですので、皆様のご利用をお待ちしています。

▶ 8月の開館日（※原則、毎週月、木、金曜日）

2日、5日、6日、19日、20日、23日、26日、27日、30日の午前10時～午後3時30分

▶ イベントのお知らせ

8月7日（土）午後1時30分から、親子折り紙教室を開催します。（参加費：100円）
ぜひ親子でお越しください。

▶ 問合せ先 みんなの居場所 すぽっと

☎ 84-0202

低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金」のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

※以下の「児童」とは、平成15年4月2日以降（障害児の場合、平成13年4月2日以降）令和4年2月28日までに出生した方を指します。

○共通事項（ひとり親・ふたり親その他）

▶ 給付額

児童1人あたり一律5万円

▶ 申請期限

令和4年2月28日（月）（郵送の場合は消印有効）

○ひとり親世帯分について

▶ 支給対象者（以下のいずれかの要件を満たす方）

① 児童扶養手当受給者

令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受ける方

② 公的年金受給者

公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けない方（公的年金は、遺族年金、障害年金などが該当）

※児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る

③ 家計急変者

令和3年4月分の児童扶養手当の支給は受けませんが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

▶ 申請方法

・支給対象者①に該当する方

申請不要です。

・支給対象者②③に該当する方

申請が必要ですので、申請書類を担当課まで持参してください。

○ふたり親その他の世帯分について

▶ 支給対象者（以下のいずれかに該当する方）

① 令和3年4月分の児童手当受給者で、今年度分の住民税（均等割）が非課税の方（公務員除く）

② 令和3年4月分の特別児童扶養手当受給者で、今年度分の住民税（均等割）が非課税の方

③ 令和3年4月以降令和4年2月末までに新生児が生まれた方及び特別児童扶養手当の認定請求をした方で、新規に手当受給者となり、今年度の住民税（均等割）が非課税の方

④ 令和3年3月末時点で平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの子のみを養育し、今年度の住民税（均等割）が非課税の方

⑤ 平成15年4月2日から令和3年3月31日生まれの子（特別児童扶養手当受給者は平成13年4月2日以降生まれ）の養育者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、申請者・配偶者のうち収入が高い方の年収見込み額が今年度の住民税均等割非課税者と同水準にあると認められる方

（令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象）
※すでに本給付金（ひとり親世帯分）を受給している方は支給対象になりません。

▶ 申請方法

・支給対象者①②に該当する方
申請不要です。

※公務員の方は申請が必要です。

※対象者には、申請不要で支給する旨の通知を郵送しています。受給を希望しない場合は、受取拒否届書を期限までに提出してください。

・支給対象者③④⑤に該当する方

申請が必要ですので、申請書類を担当課まで持参してください。

▶ その他

詳細な要件等は町ホームページをご覧ください。

▶ 申請・問合せ先

〒990-1442 朝日町大字宮宿 1115

健康福祉課 子育て支援係 ☎ 67-2156